

# 認知症共生社会の実現に向けた金融機関への期待



(株)エクサウィザーズ AI プロダクト事業部  
FinTech 部 ドメインエキスパート 尾川 宏豪

## ～要旨～

認知症高齢者の暮らしを法的な手段で支える成年後見制度の利用促進を図るため、国は2017年4月から利用促進基本計画をスタートさせた。各地で市町村計画の策定や中核機関の設置の動きが見られるものの、取組みは総じて低調である。国は数値目標の設定により、巻き返しを図ろうとしており、裁判所も、身上保護を重視した後見人の選任や、後見人報酬の運用改善を目指している。本年6月に閣議決定した認知症施策推進大綱においても、初めて成年後見の利用促進が盛り込まれた。

金融機関には、窓口・営業現場での高齢者の見守りと認知症や後見ニーズの早期発見、行政・福祉への積極的な連携が求められる。後見事務の機能分化により、金融機関が財産管理の役割を増大させることは、身上保護・意思決定支援に相応しい後見人が選任され、身上保護に専念できる環境を創り出す。認知症共生社会の実現に向けて、新たな事業領域である後見ビジネスは、岐路に立つ成年後見制度に大きな変革をもたらすものとなるだろう。

## 1 認知症高齢者を取り巻く環境の変化

### (1) 高齢者の暮らしに不可欠な地域社会とのつながり

医療技術が進歩した現代では、介護や認知症を避けて穏やかな老後生活を送ることは難しくなっている。人生100年時代構想では、健康寿命の延伸、学び直しや働き方改革などが提言されている。老後の暮らしに必要なお金の管理や資産寿命の延伸も自助努力が求められている。

我が国の超高齢社会は、平均寿命が延び続ける長寿社会であると同時に、介護保険利用者が640万人を超える要介護社会、認知症高齢者が約700万人<sup>1)</sup>となる認知症社会である。さらに、

3分の2の高齢者世帯は独居または夫婦二人という核家族社会であり、2割の男性高齢者は2週間以上会話をしないような都市型社会・無縁社会でもある。特に、最も基本的な社会単位である家族関係が変質し、自助・相互扶助の期待が難しいケースが少なくない。

高齢顧客との対応は、金融機関の窓口現場に大きな負担をもたらしている。通帳やキャッシュカードの紛失と再発行の繰返し、暗証番号の失念、家族等による預金の払出し等は日常茶飯事となっている。自治体や民生委員等も、ゴミ屋敷と近隣住民とのトラブル、買物弱者や住まいの悩みなど、高齢者の支援に頭を抱えている。

核家族化が進み、地域社会が希薄化する中で、特に一人暮らしの高齢者の支援は、地域社会全体で取組むべき切実な問題である。

長寿社会になり、健康寿命<sup>2)</sup>への関心が高まっている。日本老年医学会は、高齢者の活動状況低下の状態を虚弱（フレイル）と呼び、フレイル予防を呼び掛けている。予防の3大要素は、栄養・運動・社会参加（社会とのつながり）である。人間は、他者と関わることによって生きる社会的な動物であり、社会とのつながりは、健康寿命や人の幸福に大きな関係があるとされる<sup>3)</sup>。

地域社会とのつながりによって、他人と会話をする機会が増え、目標・意欲・生きがい生まれ、様々な効果をもたらすという仮説が成り立つ。すなわち、健康への気遣い・関心が高まると、体調に心配りをするようになり、結果として地域医療費の抑制につながる。外出の機会が増え、買い物の機会が増え、結果として地域での消費が増える。気持ちが前向きになると、将来への不安がやわらぎ、結果として主体的に老後の備えに取り組む。社会とのつながりは、最期まで暮らし続けたい地域コミュニティ実現の出発点となる。

本年6月に閣議決定した認知症施策推進大綱においても、社会参加による社会的孤立の解消の重要性が指摘されており、通いの場への参加率向上が目標に掲げられている。町会・自治会等が、その役割を果たしてきたが、構成員の高齢化が目立ち、機能低下が顕著である。今後は、顔の見えるインフォーマルな地域コミュニティがカギを握る。社会の縁側のような居場所・たまり場（物理的な場）や、お祭り・イベント（機能的な場）が見直されるよい機会となろう。

## (2) 新たな継承の仕組みと現代版家制度・隠居制度

戦前の日本には、家制度という家族制度があった。家長である戸主と家族は一つの家に属し、家族の統率権限を持つ戸主が、家族の扶養義務を果たすことで、戸主と家族の保護を図る仕組みであった。戸主の地位（家督）を相続により承継（長子単独相続）することによって、家の財産の散逸を防ぎ、家全体の保護を図ってきた。さらに、戸主が満60歳上であれば、生前に家督を相続人に譲って相続させる隠居制度も用意されていた。本人が元気なうちに次世代にバトンを渡す仕組みがあったのである。

戦後、日本国憲法が施行され、個人の尊厳・基本的人権の尊重によって、民法も改正され、家制度・隠居制度は廃止された。個人が尊重される社会になり、本人死亡による相続承継、法定相続分に従った財産移転が基本となった。しかし、個人の権限を最期まで尊重することは、その保護は自己責任であることを意味する。

また、三親等内の親族の扶養義務や、戸籍、墓、檀家制度など、家制度の名残のような制度・風習は依然として残っている。社会保障の仕組みも基本的に世帯単位であり、社会の仕組みがすべて個人単位に切り替わったわけではない。隠居制度のような、本人が元気なうちから次世代にバトンを渡す仕組みが十分に活用されておらず、現在は過渡期にあると言える。

そこで、最期まで自分の希望や意思を貫きつつ、自分と家族の安心と財産を保護する、我が国の実情に相応しい「新たな継承の仕組み」、言わば、「現代版家制度」「現代版隠居制度」とでも呼ぶべき仕組みを作りあげていく必要があると考えられる。避けて通れない介護や、誰もがなりうる認知症に備え、元気なうちから、主体的に、新たな継承の仕組みの準備をすることは、

すべての高齢者にとって人生の必修科目であると認識する必要がある。

継承にあたって高齢者の関心が最も高いのは相続と思われるが、相続とは、相（すがた）が形を変えて続く、因果が連続して絶えないという意味の仏教用語である。そう考えると、新たな継承の仕組みとは、単に死後の財産分与を意味するものではなく、①日常生活分野（見守り契約や福祉サービス）、②医療介護分野（事前指示や尊厳死宣言）、③財産管理分野（財産管理契約や家族信託）、④相続承継分野（遺言や死後契約）の四つの分野にわたる広い概念と考えられる。さらに四つの分野はそれぞれ独立した存在ではない。例えば、日々の暮らし・病気の治療方針や介護の計画・お金の使い方と遺し方は、相互に絡み合っている。そして、それらと深く関わり、中核的な位置を占める仕組みが、成年後見、特に任意後見である。任意後見は、事前の自己決定を最もよく体现する制度であり、能動的な仕組みである。成年後見の利用のほとんどを占める法定後見は、受動的な仕組みであり、セーフティネットに過ぎないのである。

### (3) 継続と家族の対話

新たな継承の仕組みは、穏やかな老後生活を送るための老後の安心プランであるが、自分の老後を直視できず、成り行き任せの高齢者は少なくない。元気なうちから準備する重要性やご利益に理解を示しても、実際に準備を始める高齢者は少数派である。そこで、利用に向けて高齢者の背中を押す仕掛け、すなわち継続<sup>4)</sup>が必要となる。

継続の目的は、半生を振り返り、人生の棚卸し作業を通じて自己を再発見し、人生の晩年の過ごし方を想い、残りの人生を豊かに生きること、すなわち生活の質（QOL = Quality of life）

の向上である。少しずつ肩の荷を下ろし責任や役割を分担する、人生の終わり方ではなく畳み方を考えることが、生きがい寿命を延ばすことにつながる。

高齢者の多くは、亡くなった後の葬儀やお墓など死後事務に関することや、将来の認知症への不安を口にするが、肝心の日常の暮らしについて自分の希望や意向を語る高齢者は少ないように感じる。日常の暮らしの方針決定こそ、医療における治療方針や介護のケアマネジメントにも直結し、QOLの向上に寄与するものとなる。継続の取り組み順序が逆になっているのではないだろうか。

エンディングノート<sup>5)</sup>は継続には不可欠なツールだが、実際にエンディングノートを書いている・完成させている高齢者は少ない。いつまで経ってもエンディングしないネバーエンディングノートになっている。いまやエンディングノートの普及段階は終わり、実際に完成させ、活用する段階にある。財産目録や本人しか知らない個人情報、家族に対する引継ぎ・申送り事項でもあり、常時アップデートを要する。また、情報の収集整理の過程で、不要な資産等の見直しや整理につながる、書くことを通じて自身で気づきを得るなど、作成のプロセスそのものが継続の本質と言える。一人で作業するのは億劫でも、本人にしか書けない項目は多くはない。エンディングノートの作成を手伝い、死後事務の準備を含め残りの人生の希望を叶えるエンディングプランナーという業務は、今後有望なビジネス領域ではなからうか。

高齢者は、健康やお金のことなど気がかりは多いものの、子供たちに迷惑をかけたくないという気持ちは強い。しかし、子供たちは、突然親が要介護になったらどうすればいいのか、財産の備えは十分か、相談をしない親にもどかし

さを感じている。親子の対話に残された時間は決して多くない。子供に伝えておかなければいけない大切なことに限って「言わなくてもわかるだろう」と考える高齢者は多かったように思うが、親子の別居が増え、親子間の会話が減少する中、元気な間に、折に触れて子供に自分の考えを伝える重要性は増している。金融機関が、自治体や地域資源と一緒に、親子の対話を促すようなイベントを開催することも考えられよう。ケアマネは、いざという時のために、家族の連絡先を確認している。金融機関も、高齢者の財産保護の観点から、家族等の連絡先を聞き取り、子世代と接触する機会を増やしていくことが有効な施策となると思われる。

## 2 認知症の人とのかかわり方と支援の仕組み

### (1) 認知症の人とのかかわり方

認知症とは、病気やけが等の後天的な脳の障害・認知機能の低下によって、日常生活に支障をきたした状態のことを言う。加齢によるもの忘れとは異なり、体験したことをすべて忘れてしまうため、日常生活に大きな支障が出る。自分が置かれた状況が理解できず、「混乱して自分自身がわからなくなること」が認知症である。認知症は、記憶障害（数分前のことを覚えられない）、見当識障害（今どこにいるのかわからない）、判断力障害（善悪・危険の判断ができない）、実行機能障害（段取りを踏んで進められない）などの中核症状のほかに、抑うつ・徘徊・物盗られ妄想・暴言などの行動・心理症状が起こる場合がある。認知症は、視野が狭くなる、聴こえにくくなるほか、思考速度が遅くなるため、ゆっくりと、具体的に、内容を区切って説明するのがよい。不安を与えないよう、優しい言葉だけでなく、表情やジェスチャーなどの手段も大切にしたい。ただし、症状は、アルツハイマー

病等の原因によっても異なり、100人いれば100通り以上の症状があると言われる。能力低下のバラツキは、加齢とともに大きくなるため、個々の人に合わせた対応が重要となる。

認知症の人とのかかわり方では、実践的な対応スキルを学ぶことが望まれる。受講者数がすでに1千万人を超えた認知症サポーター養成講座は、初学者向けの講座としてお勧めである。ヴァーチャルリアリティ（VR）の技術を使って、認知症を体験する取組みも始まっている。VR認知症プロジェクト<sup>6)</sup>では、認知症体験会を通じて、実際に認知症の人になった感覚を味わうことができる。体験後のグループワークにおいて、実際の場面ではどう対応すればよいのか、相互に話し合うことで、高い効果を得られると確信する。コミュニケーションの方法では、ユマニチュード<sup>®7)</sup>というケアメソッドが参考になる。主に医療や介護の職員向けに研修が行われている。認知症本人を中心にといった、人間らしさを尊重した実践的なスキルであり、実際にケアを行うことはなくても、関心を持って学ぶことをお勧めする。

様子がおかしいと思われる高齢者が来店されたら、まずは認知症を疑ってみたいうえで、怖がらずに対応してみよう。行員だけで対応できなければ、地域包括支援センターや社会福祉協議会等がすぐ対応してくれることもある。認知症に関する勉強会や情報交換会を開催し、窓口や営業現場での対応方法も指導してもらうことも可能であり、日ごろから顔なじみになっておくとうまい。地域包括支援センターが主催する地域ケア会議に参加すれば、地元高齢者の状況等の理解も深まる。福祉関係者も、支援を要する高齢者の早期発見に努めているが、金融機関や郵便局、地元の小売店等の方が早く発見するケースもあり、金融機関の協力は大変喜ばれるに違

いない。新たな大綱においても、医療・介護・福祉等の関係機関とスーパーや金融機関等の民間企業との連携の重要性が示されている。

福祉関係機関への情報提供にあたっては、守秘義務や個人情報保護の問題に突き当たるが、本人に同意を求めるのが基本である。大げさにすると本人も不安に感じることから、一緒に相談に行きましようといった姿勢で臨むとよいだろう。本人の同意が難しい場合には、個人情報保護法第23条の例外規定の活用も考えるべきである。自治体や福祉関係者を巻き込み、地域社会における個人情報の取扱いについて整理を進める必要があると思われる。

## (2) 認知症の人の支援の仕組み

政府は、本年6月、2025年までの認知症施策に関する新たな大綱を閣議決定した。現在進めている認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の後継施策の位置づけとなる。新たな大綱は、認知症の人が暮らしやすい「共生<sup>8)</sup>」と、認知症の発症や進行を遅らせる「予防」の二つの柱を車の両輪とし、五つのテーマに沿って施策の推進を図る。特に、認知症本人からの発信支援は、成年後見の利用メリットの一つである意思決定支援と軌を一にする重要な取組課題である。新たな大綱では、初めて成年後見制度の利用促進も盛り込まれた。

判断能力に低下が見られるものの、成年後見の利用には至らない人に対し、福祉サービスの利用援助等を行うのが日常生活自立支援事業である。社会福祉協議会が本人との間で利用契約を締結し、定期見守り訪問や、預貯金の通帳の管理や入出金等の日常的な金銭管理等を行う。後見ニーズの先取り、成年後見への橋渡しが期待されている。正当な代理権限を持たない家族等への払出しは、無権代理の可能性があるばか

りか、経済的虐待が疑われるケース<sup>9)</sup>もある。高齢者には、元気なうちから代理人取引の検討を勧めておくといいたいだろう。

認知症などにより、日常生活に支障が出る場合や、財産管理が困難な場合に活用する仕組みが、成年後見制度である。成年後見制度とは、認知症等の精神上的障害によって判断能力が低下した場合でも、不利益を被ることがないように、法的な手段によって本人を支援・保護する権利擁護の仕組みである。成年後見制度には、判断能力がある間に信託を置く受任者と契約を締結し、判断能力が低下したあとに後見がスタートする「任意後見」と、判断能力低下後に、家庭裁判所への申立てによって後見がスタートする「法定後見」に大別される。誰に、何を・どこまで、いくらで頼むのかを本人が決めるのが任意後見であり、家庭裁判所が決めるのが法定後見である。

2025年には、成年後見の潜在的な対象者数が約1,300万人に上ると考えられるが、18年12月末時点における利用者数は約22万人にとどまる。後見人は当初、親族が9割を占めていたが、相応しい親族がないことや、一部の不正問題が表面化したことで、現在では23%にまで低下している。法定後見に比べて任意後見の利用は極端に少なく、やむをえない状況に陥ってから利用している実態がうかがえる。成年後見の利用の動機は、制度創設以来、預貯金の管理・解約がトップである。厳格に本人確認を行っている金融機関がトリガーを引く結果となっている。

後見人の職務は、あくまでも本人の生前における暮らしの支援が対象であり、家族の支援保護や本人死亡後の事務は職務の対象外となるなど、現行の成年後見制度は、オールマイティな制度ではない。見守りや死後事務の委任契約、遺言や信託（特にオーダーメイドな家族信託）

など、新たな継承の仕組みの諸制度を併用し、一体で機能させることが望ましい。一部の専門職等からは、家族信託があれば、認知症になった場合でも預貯金の引出しができ、成年後見は不要であるかのごとき主張がなされるが、大きな誤りである。家族信託は、信託財産の管理及び承継を目的とする制度であり、成年後見とは相互補完の関係にある。新たな継承の仕組みのそれぞれの制度の目的や趣旨を今一度よく理解する必要がある。

### (3) 成年後見制度と利用促進の動向

成年後見が抱える問題には、大きく利用の低迷と不適切な利用の二つがある。

利用の低迷とは、単に利用件数が少ないことではなく、日常生活に支障があるのに法定後見を利用していない、将来明らかに必要と思われるのに任意後見の契約をしていないことと考えられる。「家族がいるし、施設に入所しているのに、なぜ後見人が必要なのか」という声は常に聞かれるが、正当な権限を持つ後見人がいなければ解決できない問題が山積み状態なのである。

利用低迷の最大の原因は、マーケティング不足にある。制度創設以来20年が経過してなお、国民の大多数が制度を正確に知らず、誤解も多い。自治体の担当職員の制度理解が不十分なケースも少なくない。利用メリットをわかりやすく伝える工夫が足りず、老後生活のセーフティネットとして定着していない。多くの高齢者が望む通院の付き添い支援などの事実行為は後見人の職務外とされ、財産保全重視の運用のため、自分のお金なのに自由に使えないといったニーズのミスマッチが起きている。一方で、老後を直視できない多くの高齢者は、自己決定を先送りし、国や自治体による支援への依存体質から抜け出せていない。このように、国、関係者、利

用者それぞれに、制度の利用が進まない原因がある。一方で、成年後見に関する説明・批判・議論の対象が、ほとんど法定後見に関するものである。「成年後見＝法定後見」のような扱われ方も、任意後見の普及を阻んでいると言えよう。

一方、不適切な利用とは、後見人による本人財産の横領等である。不正は親族・士業専門職問わず見られ、家庭裁判所は、専門職後見人の選任や監督人の選任を増やす一方、後見制度支援信託等の利用を促しており、一定の効果が見られる。

成年後見の利用促進を図り、後見人の不正防止などの問題解決を図ることを目的として、16年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、促進法）が施行され、17年4月から5年間の基本計画がスタートした。基本計画では、①利用者がメリットを実感できる制度の運用、②地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和、の三つのポイントが示された。財産管理重視の運営を改め、身上保護重視の運営を行うことが提言された。また、利用促進を図るため、「チーム」による本人の見守りと、「協議会」によるチーム支援によって、「地域連携ネットワーク」を構築し、その「中核機関」を自治体に設置することが決定した。不正防止策としては、後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策（後見制度支援預貯金）への取組みが提言されている。

本年3月、専門家会議が開催され、2年間の施策の進捗状況の報告と検討が行われた。裁判所からは、身上保護重視の観点から、担い手として相応しい親族がいる場合は、できる限り当該親族を後見人に選任するのが望ましいという考え方が示され、後見人報酬も、管理財産額や管理期間に応じて決めるのではなく、後見事務に応じた適正な報酬を付与する方向で検討を進め

る旨の発言があった。金融庁からは、昨年末で後見制度支援預貯金導入済み（予定含む）の金融機関は約48%と半数にとどまっており、銀行の割合が低いことや、北海道・九州・四国での導入割合が低いことなどが報告された。具体的な成果としては、本年4月、申立時における医師の診断書が改定され、本人情報シートが新設された。成年後見利用時の取締役解任や就業制限などの「欠格条項」等を原則削除とする一括法案も、今国会において成立した。

新たな大綱においても、成年後見の活用が謳われている。基本計画に沿って、後見制度支援預貯金の推進や、中核機関の整備、後見人のための意思決定支援研修、任意後見や補助・保佐類型の広報相談、市民後見人等支援、後見法人の確保等を進めることが明記された。

### 3 成年後見制度の利用促進に向けて

#### (1) 金融機関に求められる役割

金融機関は、促進法において、医療・介護と並ぶ重要な関連事業者と位置付けられており、基本計画達成に向けて金融機関が果たす役割は大きい。

#### 見守り・後見ニーズの発見と中核機関連携

金融機関に求められる最も重要な役割は、高齢者の見守りと認知症や後見ニーズの発見である。高齢者と日常的に接触する窓口や営業現場は、見守り・早期発見の最重要拠点であり、高齢者の様子がおかしい等の状況や、通帳等の紛失と再発行の繰り返しは、支援が必要という重要なサインである。高齢者が抱える問題は、暮らしのこと・病気や介護のこと・家族のこと・お金のことなどが複合的に絡み合っている。金融機関単体で高齢者を支援し、問題を解決することはできない。積極的に地域連携ネットワークの中核機関等に連携することが望まれる。

福祉関係者に高齢者の日常生活における金融ニーズを聞くと、例外なく「銀行に行って生活費を下ろすのが大変」という声上がる。日常生活自立支援事業は、判断能力の低下が契約要件であり、足腰が痛い等の身体的な事情では利用できない。そこで、金融機関が、自治体・福祉関係者等と協同で、補完機能を持つ民間サービスを提供すれば、地域社会から大きな歓迎を受けられるだろう。不祥事対策や事故防止のため、現金のお届けを禁止するケースもみられるが、取組姿勢が問われる問題である。新たな大綱においても、認知症高齢者の買い物の不便・苦勞の排除や、決済方法等を検討することが示されている。

#### 十分な制度理解と積極的な提案

当事者である高齢者や障害者に限らず、一般に多くの人は制度を正確に知らない。以前身近に利用者がいた人は、古い知識や経験のままのことも多い。必要性を感じている高齢者や家族には、誤った認識の噂をうのみにして申立てを尻込みするケースもみられる。金融機関の行員にも、制度や事務手続きの理解不足が散見され、社内研修等の取組みも必要だ。精神鑑定が不要なら申立費用は5万円でお釣りがくるし、申立書類はわかっている範囲で記入すればよいなどの実務的な知識も身に付けたい。

成年後見の利用を勧めても、高齢者本人や家族が逡巡する場合も多い。金融機関の都合で利用を勧めているのではないことを理解していただいたうえで、次のような点に留意して説明するとよいだろう。①難しい法律用語を使わず、本人が理解できる言葉で説明する。②自分が望む暮らしを実現するためにきちんとお金を管理する等のメリットを伝えると同時に、後見人報酬など費用がかかる等のデメリット・不利益情報もきちんと伝える。③福祉的・法律的なアプ

ローチが必要な場合には、専門機関への相談を勧める。

能力低下後では、法定後見の利用しか選択肢が残されていない。アクティブシニアのうちから、メリットが多い任意後見の検討を勧めたい。任意後見の検討時期は、家族信託・遺言・死後事務委任を検討するタイミングでもある。親身になって高齢者の相談に乗り、気持ちに寄り添うことが望まれる。

## (2) 成年後見制度の展望

成年後見制度の将来を展望すると、①後見の担い手と、②後見人の評価・報酬について、より一層議論が深まることが望まれる。

後見の担い手については、成年後見の利用メリットである身上保護や意思決定支援重視の観点から、本人支援に最も相応しい者を後見人に選任するという方針が決定し、本人のことを最もよく理解している親族が望ましいとされている。手厚い身上保護を期待できる市民後見人も含まれよう。しかし、親族なら誰でもよいというわけではなく、中核機関等による親族後見人へのサポートは不可欠である。今後の成年後見の利用促進を占う極めて重要な課題である。

なお、個人受任を想定した市民後見人の活用が担い手不足として期待されているが、人口減少社会における適正な候補者の確保、担い手として相応しい能力の確保やコミュニケーションスキル等の適正の観点から考えると、個人受任は大きな打開策とはなるまい。候補者の高齢化や提供可能なリソースの限界を考えると、市民後見人は法人後見の一員としての参画が妥当と思われる。

一方、後見人の評価・報酬については、後見人の提供する価値が価格に見合っているかが問題であり、後見事務の透明化が大きなカギとな

る。どの後見人がよいかではなく、どの後見支援プランがよいかを基準に後見人を選任し、採用したプランを実行・統制していく機能の確保が課題となる。

後見人の職務は、一般的に①身上保護（手配の機能）と②財産管理（支払の機能）の二つとされているが、任意後見を基本的な仕組みとすれば、③信任関係（代弁の機能 意思決定支援の基礎）や、そこから導かれる④自己管理（忠実の機能）も必要であり、後見人には四つの職務・機能があると考えられる。すべての職務にわたって高度なレベルで職務を遂行できる個人の後見人はほとんど見当たらず、またそのような後見人を多数育成することは至難である。そこで、後見人や監督人の機能を分解し、人材・組織を適材適所で役割分担し、実質的な担い手確保を図ることが、持続可能性のある成年後見制度の実現につながる。基本計画が目指すチーム対応の趣旨はそこにある。チーム対応を一組織で実現するのが法人後見であり、社会福祉協議会による法人後見は、地域社会における後見の推進エンジンの役割を果たさなければならない。また、重要な財産管理の担い手は、中立的な立場にある金融機関こそ相応しい。

中核機関は、事案に応じて必要な地域資源を集め、役割分担を行うことが大きな役割となる。中核機関の中に、医療・介護・金融機関・専門職が持つ知見やノウハウをビルトインすることが望まれる。特に地域金融機関は、積極的に中核機関の運営に参画すべきである。後見支援プランの計画と実行が可視化されることで、後見人の職務に対する評価が可能となり、適正な報酬の決定につながっていくと思われる。

## (3) 金融機関の新たな事業領域となる後見ビジネス

後見事務の機能分化によって、金融機関が財産管理の役割を増大させると、おのずと身上保護・意思決定支援に相応しい者が選任されやすくなり、後見人が身上保護に専念できる環境が整う。親族後見人にとって大きな負担である財産管理は、金融機関にとって親和性があり、金融機関には後見ビジネスという新たな事業領域が広がっている。

一昨年からスタートした後見制度支援預貯金は、後見人の不正防止に不可欠な機能であり、親族後見人の増加や後見人報酬の低下に大きな影響を与える。金融機関側の都合だけで導入を見送るといった判断は許されないだろう。また、成年後見の利用が遅れる我が国の現状では、認知機能低下に伴う不要な買い物防止や、後見開始前の特殊詐欺等の財産被害などへの対応が急務である。そこで、例えば、預金口座のモニタリングを行い、不審な出金を検知した場合には、速やかに家族や福祉関係者等による関与・介入につなげる見守り機能付き預金などの検討が考えられる。カードや電子マネー決済が増えれば、検知能力も向上し、キャッシュレス化の実現にもつながる。高額な出金手続にあたっては、家族や関係者の同意を必要とする未然防止の仕組みも考えられよう。さらに、近隣住民、福祉関係者、医療・介護関係者等の見守り情報等も取り込んだサービスになれば、地域社会全体による見守り SNS として、大きな社会インフラになるに違いない。

後見事務の透明化・評価の適正化には、後見支援プランの構築運営が欠かせない。後見支援プランとは、ライフプラン・エンディングプランとそれを支えるファイナンシャルプランの3つのプランから成り、金融機関は、FPの知見に基づくサポートが可能である。家庭裁判所・監督人への定期報告の効率化と厳格化の観点から、

金融機関が代理で報告する仕組みも考えられる。将来は、金融機関が、監督機能を受託することも可能であろう。このように、金融機関が、財産管理機能を積極的に取り込み、実質的な後見人としての役割を果たすことで、岐路に立つ成年後見制度に大きな変革をもたらすと考えられるのである。

金融機関が、地域の社会福祉協議会と協同で、生活支援・後見の受任を行う市民後見法人の設立運営を支援する取組みも始まっている。信金業界では2015年から4法人が事業を開始しており、着実に実績を上げている。生活支援から任意後見までワンストップで一貫した支援を可能とする、地域金融機関の新たなビジネスモデルと評価できる。高齢者が元気なうちから、よろず相談の相手となり、コンシェルジュ機能を発揮すれば、新たな継承の仕組みの様々な提案が可能になる。高齢者取引のリスクやコストの削減、地域活動の機会・雇用の提供にもつながろう。金融機関の代わりに、子世代・相続人と頻繁に接触することも可能となる。不安を抱える高齢者は、多額の財産を持っていても、お金の使い方は慎重である。高齢者の不安を取り除き、本人が安心して、使いたいことにお金を使えるよう支援することは、生活の質の向上と地域経済の循環に大きな効果をもたらす。資産寿命より生きがい寿命を延ばす方が、幸せな社会の実現により大きく貢献するのではなかろうか。

社会福祉協議会や市民後見法人の多くは、特に財源確保に課題を抱える。地域金融機関が中心となって、寄付や遺贈を中心とするファンドレイジングの仲介機能を発揮すれば、大きな効果が得られるであろう。山口県下関市や兵庫県明石市では、成年後見に特化した基金が設立されている。金融機関が、デジタル地域通貨のプラットフォームを用意して、寄付金付きの商品

やサービスの製造販売を推進することによって、地域内で資金が循環する仕組みを作ることも極めて有効と考えられる。

高齢者を取り巻く問題は、地域社会の問題を映し出す鏡である。人口減少社会が続くなか、行政主導による取組みは限界を迎えており、民間が、ビジネスの観点から社会問題の解決を図っていくからこそ持続可能性がある。行政や福祉との連携を図り、地域社会貢献とビジネスの両立を図ることは、SDGsの取組みそのものである。認知症共生社会の実現は、金融機関が、高齢者にどれだけ寄り添うことができるかにかかっている。

#### 【注】

- 1) 厚生労働省発表。2025年における推計値。
- 2) 健康寿命は、WHO（世界保健機関）が2000年に提唱した概念。健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義されるが、厳密なものではない。平均寿命との差は常時要介護状態にある期間ではない点に注意。Well-being（身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること）の考え方では、病気と付き合いながら生きることも健康と定義できる。
- 3) 80年続くハーバード大学の成人発達研究では、人の健康と幸福にとって最も重要なのは、良い人間関係であると報告されている。
- 4) 繕活の繕とは、ぬいとりのこと。終活は人生の終わりのための活動の略語で、人生の総括を意味する言葉とされるが、人生を描画になぞらえると、人生の晩年は画竜点睛の時期であり、繕活は、終わり（死）を迎えるための活動ではなく、人生に彩を添えるための活動であるという筆者の造語。
- 5) エンディングノートという言葉は、人生の終末を連想させ、心理的な抵抗感もある。筆者は「私のトリセツ」と表現している。

- 6) (株)シルバークラウドが2016年から開始している認知症体験プロジェクト。
- 7) ユマニチュード®（Humanitude®）とは、知覚・感情・言語による包括的なコミュニケーションに基づくケア技法。フランス語で「人間らしさ」の意。体育学を専攻するフランス人のイヴ・ジネスト、ロゼット・マレスコッティ両氏が作り上げた40年以上の歴史を持つ。
- 8) 共生とは、認知症の人が尊厳と希望をもって認知症とともに生きる、認知症でない人と同じ社会で生きるという意味。自分が必要とされ、人の役に立つことが生きがいを生む。生きがいは認知機能低下を緩やかにするとも言われる。
- 9) 虐待の発見者には、市町村への通報義務がある。

---

おがわ ひろひで

88年慶応義塾大学法学部法律学科卒業。同年東洋信託銀行（現三菱UFJ信託銀行）入社。個人営業・中小企業金融等に従事。06年野村総合研究所入社。銀行窓販の販売勧誘ルール実態調査を契機に、金融機関の認知症高齢者対応の必要性を強く認識し、成年後見の調査研究・事業開発に従事。

高齢者の事前の自己決定を推進すべく、繕活を起点とする現代版隠居の仕組み作りを手掛ける一方、社会福祉協議会の法人後見・後見実施機関の支援に取組む。さらに、福祉×金融による成年後見事業や後見預金の普及啓発、地域通貨を活用したエリアクラウドを推進。19年4月から現職。現在、AI活用による後見プラットフォーム構築を推進中。日本成年後見法学会会員。

【主要な著書】

『日常生活支援から始まる成年後見事業』（共著）金融財政事情研究会、2016年

『法人後見のてびき』（共著）日本加除出版、2017年

『後見預金』金融財政事情研究会、2018年 など。

---